

確 約 書

Tsunagu Investments Pte. Ltd. (以下「甲」という。)及び株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ (以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という。)の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2 編第4 章第2 節第2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2021 年4 月20 日割当予定の乙の第二種優先株式1,000 株 (以下「本優先株式」という。)及び本優先株式の転換により発行される普通株式に関し、以下のとおり確約する。

第1 条 甲は、本優先株式の割当を受ける日である2021 年4 月20 日から2 年間に於いて、本優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2 条 甲は、前条第1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本優先株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

2 前項の規定は、本優先株式が株式の振替制度の対象とならない株式である場合には、これを適用しないものとする。

第3 条 本優先株式の転換により発行される普通株式に関し、その発行日から2023 年4 月19 日までの期間に於いては前2 条を適用する。

第4 条 甲は、東証の定める上場規程第4 2 2条及び施行規則第2 編第4 章第2 節第2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第5 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1 通を作成し、甲及び乙にて記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2021 年4 月20 日

甲

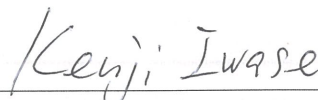


3 Fraser Street, #10-23, DUO Tower, Singapore 189352
Tsunagu Investments Pte. Ltd.

Choun Chee Kong

Authorised signatory

乙



東京都品川区東品川二丁目3 番12 号
株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ

代表取締役社長 岩瀬 賢治